

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月10日

【会社名】 株式会社エヌリンクス

【英訳名】 NLINKS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗林 憲介

【本店の所在の場所】 東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋NSビル5階

【電話番号】 03-5957-2170（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 栗林 圭介

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区池袋二丁目55番2号 鈴木ビル2階

【電話番号】 03-6825-5022

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 栗林 圭介

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	425,850,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	187,920,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	106,488,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し169,200株(引受人の買取引受による売出し108,000株・オーバーアロットメントによる売出し61,200株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成30年4月9日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の記載内容の一部を訂正するため、さらに、同日開催の取締役会において第8期事業年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の財務諸表が承認されましたので、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第1 企業の概況

3 事業の内容

第5 経理の状況

1 財務諸表等

(3) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__ 罫で示してあります。

(ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (3) その他」については__罫を省略しております。)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注)2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年3月23日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成30年4月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成30年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年3月23日開催の取締役会決議によっております。
 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 上記とは別に、平成30年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成30年4月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	300,000	413,100,000	223,560,000
計(総発行株式)	300,000	413,100,000	223,560,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年3月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は486,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成30年4月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年4月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,419.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	300,000	425,850,000	240,120,000
計(総発行株式)	300,000	425,850,000	240,120,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年3月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(1,670円~1,810円)の平均価格(1,740円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は522,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成30年 4月20日(金) 至 平成30年 4月25日(水)	未定 (注) 4 .	平成30年 4月26日(木)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年 4月 9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 4月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年 4月 9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年 4月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成30年 3月23日開催の取締役会において、平成30年 4月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成30年 4月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成30年 4月11日から平成30年 4月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	1,419.50	未定 (注) 3 .	100	自 平成30年 4月20日(金) 至 平成30年 4月25日(水)	未定 (注) 4 .	平成30年 4月26日(木)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,670円以上1,810円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

- 2 . 「 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,419.50円)及び平成30年4月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成30年3月23日開催の取締役会において、平成30年4月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成30年4月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成30年4月11日から平成30年4月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(1,419.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年4月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
計		300,000	

(注) 1. 引受株式数は、平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年4月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	238,800	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年4月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	20,400	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	12,200	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	12,200	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	4,100	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	4,100	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	4,100	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	4,100	
計		300,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年4月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
447,120,000	4,500,000	442,620,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
480,240,000	4,500,000	475,740,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,670円~1,810円)の平均価格(1,740円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額442,620千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限91,212千円については、メディア事業の事業拡大に伴う設備投資および運転資金等へ充当する予定であります。

具体的には、イエプラおよびアルテマの新規顧客獲得のためのシステムの開発および改修費用、システムエンジニア等の採用、家AGENTの出店費用およびメディア事業におけるプロモーション費用であります。

なお、手取金の充当予定時期は以下のとおりであります。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

内容	平成31年2月期	平成32年2月期	平成33年2月期
システムの開発・改修	172,500千円	80,000千円	101,000千円
エンジニア等の採用	25,000千円	15,000千円	15,000千円
家AGENTの出店費用	27,000千円	27,000千円	26,000千円
プロモーション費用	15,000千円	15,000千円	15,332千円

(訂正後)

上記の手取概算額475,740千円及び「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限97,968千円については、メディア事業の事業拡大に伴う設備投資および運転資金等へ充当する予定であります。

具体的には、イエプラおよびアルテマの新規顧客獲得のためのシステムの開発および改修費用、システムエンジニア等の採用、家AGENTの出店費用およびメディア事業におけるプロモーション費用であります。

なお、手取金の充当予定時期は以下のとおりであります。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

内容	平成31年2月期	平成32年2月期	平成33年2月期
システムの開発・改修	172,500千円	100,000千円	116,000千円
エンジニア等の採用	25,000千円	15,000千円	15,000千円
家AGENTの出店費用	27,000千円	27,000千円	26,000千円
プロモーション費用	15,000千円	15,000千円	20,208千円

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成30年4月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	108,000	174,960,000	東京都文京区 栗林 憲介 50,000株 東京都新宿区 栗林 圭介 50,000株 東京都練馬区 花井 大地 8,000株
計(総売出株式)		108,000	174,960,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成30年4月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	108,000	187,920,000	東京都文京区 栗林 憲介 50,000株 東京都新宿区 栗林 圭介 50,000株 東京都練馬区 花井 大地 8,000株
計(総売出株式)		108,000	187,920,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,670円～1,810円)の平均価格(1,740円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	61,200	99,144,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 61,200株
計(総売出株式)		61,200	99,144,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	61,200	106,488,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 61,200株
計(総売出株式)		61,200	106,488,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,670円~1,810円)の平均価格(1,740円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である栗林憲介(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年3月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 61,200株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成30年5月24日(木)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋西口支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である栗林憲介(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年3月23日及び平成30年4月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式61,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 61,200株
募集株式の払込金額	1株につき1,419.50円
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成30年5月24日(木)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋西口支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年5月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

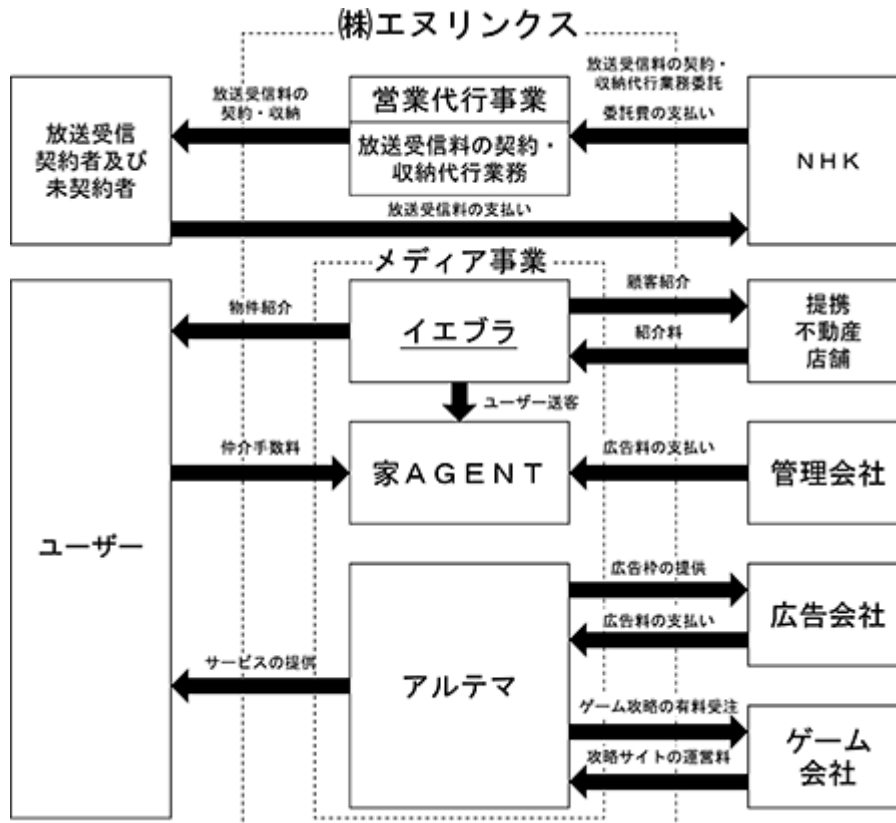
第1 【企業の概況】

3 【事業の内容】

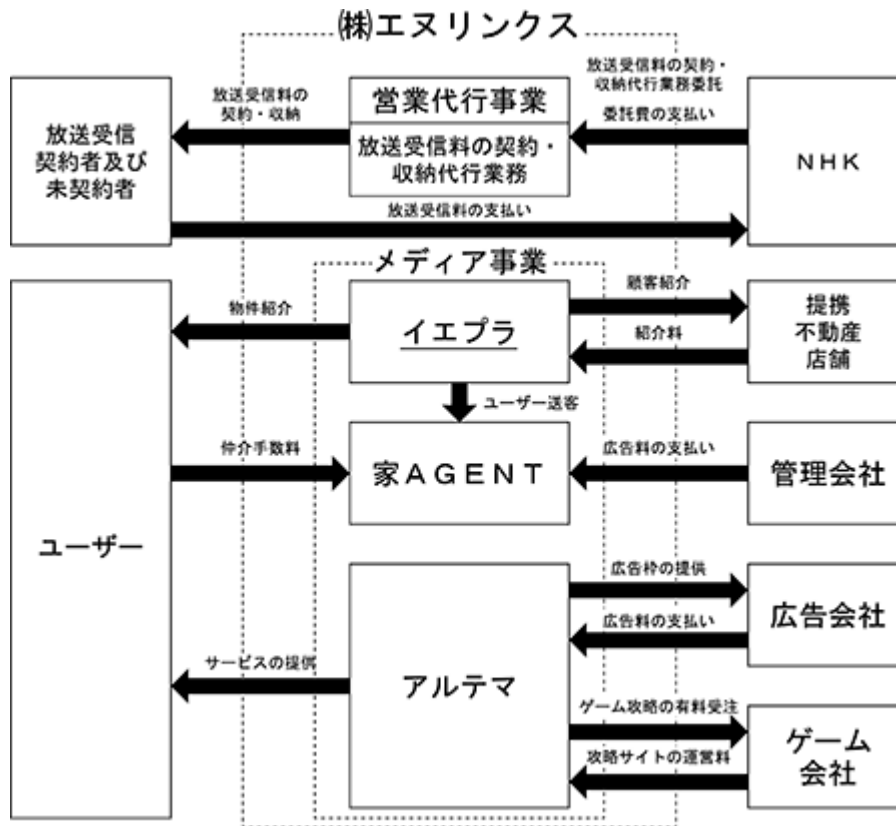
(略)

当社の事業系統図は、以下のとおりであります。

(訂正前)



(訂正後)



第5 【経理の状況】

1 【財務諸表等】

(3) 【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年4月9日開催の取締役会において承認された第8期事業年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

【財務諸表】

イ【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	647,079
営業未収入金	395,579
前払費用	57,199
繰延税金資産	16,427
立替金	18,761
その他	4,125
流動資産合計	1,139,172
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	22,747
減価償却累計額	8,343
建物附属設備（純額）	14,403
工具、器具及び備品	29,224
減価償却累計額	21,741
工具、器具及び備品（純額）	7,482
有形固定資産合計	21,886
無形固定資産	
ソフトウェア	15,008
無形固定資産合計	15,008
投資その他の資産	
出資金	60
長期前払費用	810
繰延税金資産	18,362
敷金及び保証金	87,796
投資その他の資産合計	107,029
固定資産合計	143,924
資産合計	1,283,097

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年2月28日)

負債の部	
流動負債	
未払金	19,430
未払費用	462,765
未払法人税等	89,492
未払消費税等	84,697
預り金	34,719
流動負債合計	691,106
負債合計	691,106
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	581,991
利益剰余金合計	581,991
株主資本合計	591,991
純資産合計	591,991
負債純資産合計	1,283,097

□ 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	3,958,344
売上総利益	3,958,344
販売費及び一般管理費	1、2 3,642,982
営業利益	315,362
営業外収益	
受取利息	3
受取手数料	1,731
助成金収入	4,750
雑収入	1,206
営業外収益合計	7,690
営業外費用	
支払手数料	6,084
営業外費用合計	6,084
経常利益	316,968
税引前当期純利益	316,968
法人税、住民税及び事業税	128,696
法人税等調整額	14,417
法人税等合計	114,278
当期純利益	202,689

八 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	379,301	379,301	389,301	389,301
当期変動額					
当期純利益		202,689	202,689	202,689	202,689
当期変動額合計		202,689	202,689	202,689	202,689
当期末残高	10,000	581,991	581,991	591,991	591,991

二 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	316,968
減価償却費	17,379
受取利息	3
営業未収入金の増減額（ は増加）	137,879
前払費用の増減額（ は増加）	951
立替金の増減額（ は増加）	3,063
未払金の増減額（ は減少）	5,082
未払費用の増減額（ は減少）	137,089
未払消費税等の増減額（ は減少）	7,767
預り金の増減額（ は減少）	8,117
その他	1,126
小計	349,380
利息の受取額	3
法人税等の支払額	101,506
営業活動によるキャッシュ・フロー	247,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	15,497
無形固定資産の取得による支出	1,840
敷金及び保証金の差入による支出	45,296
敷金及び保証金の回収による収入	4,966
投資活動によるキャッシュ・フロー	57,667
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	190,209
現金及び現金同等物の期首残高	456,869
現金及び現金同等物の期末残高	1 647,079

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	2～10年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

(貸借対照表関係)

- 1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成30年2月28日)
当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	千円
差引額	200,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
給料及び手当	1,898,633千円
賞与	351,946千円
おおよその割合	
販売費	90.7%
一般管理費	9.3%

- 2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
	17,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成 29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000			1,000,000

(注) 当社は、平成30年 2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年 3月 3日付で普通株式 1株につき普通株式 2株の割合で株式分割を行っておりますが、記載している株式数は、株式分割前の株式数を基準としています。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日)
現金及び預金	647,079千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	千円
現金及び現金同等物	647,079千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取り先の財務状況等を把握しております。

営業債務である未払金および未払費用は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち74.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	647,079	647,079	
(2) 営業未収入金	395,579	395,579	
(3) 敷金及び保証金	87,796	87,795	0
資産計	1,130,455	1,130,454	0
(1) 未払金	19,430	19,430	
(2) 未払法人税等	89,492	89,492	
(3) 未払消費税等	84,697	84,697	
負債計	193,621	193,621	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	647,079			
営業未収入金	395,579			
敷金及び保証金	31,465	47,273	7,641	1,416
合計	1,074,124	47,273	7,641	1,416

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成29年1月18日
付与対象者の区分および人数	当社取締役3名 当社管理職等32名
株式の種類および付与数	普通株式 106,600株
付与日	平成29年2月13日
権利確定条件	付与日(平成29年2月13日)から権利確定日(平成31年1月18日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成29年2月13日～平成31年1月18日
権利行使期間	平成31年1月19日～平成39年1月18日

(注) 平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度(平成30年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成29年1月18日
権利確定前(株)	
前事業年度末	106,600
付与	
失効	1,940
権利確定	
未確定残	104,660
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成29年1月18日
権利行使価格(円)	420
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産法の折衷法によっております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産	
未払事業税	7,542千円
未払事業所税	1,474 "
未払労働保険料	137 "
未払社会保険料	7,273 "
減価償却費超過額	6,840 "
ソフトウェア	8,866 "
資産除去債務	2,127 "
その他	1,797 "
繰延税金資産小計	36,059千円
評価性引当額	1,269 "
繰延税金資産合計	34,790千円
繰延税金資産純額	34,790千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.2%
中小法人軽減税	0.3%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額	0.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1%

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当社は、本社および支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、営業代行事業、メディア事業（イエプラ）、メディア事業（アルテマ）、その他関連事業を営んでおり、本社および各支店にて事業活動を展開しております。

当社の報告セグメントは、事業内容により区分しており、「営業代行事業」「メディア事業（イエプラ）」「メディア事業（アルテマ）」の3つを報告セグメントとしております。

当事業年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「営業代行事業」「メディア事業」から、「営業代行事業」「メディア事業（イエプラ）」「メディア事業（アルテマ）」に変更しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整 (注)2	合計
	営業代行 事業	メディア事業		計			
		イエプラ	アルテマ				
売上高							
外部顧客への売上高	3,165,270	404,792	370,403	3,940,466	17,878		3,958,344
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	3,165,270	404,792	370,403	3,940,466	17,878		3,958,344
セグメント利益または 損失()	360,849	5,702	10,172	376,724	1,054	62,416	315,362
セグメント資産	445,956	39,942	102,184	588,083	4,987	690,026	1,283,097
その他の項目							
減価償却費	9,868	4,001	1,411	15,281		2,097	17,379
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,531	2,900	6,265	14,697		3,037	17,735

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仲介手数料事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 62,416千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額690,026千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金647,079千円であります。

【関連情報】

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて、同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NHK	3,165,270	営業代行事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	栗林 憲介			当社代表 取締役	(被所有) 直接35.0%	債務被保証	当社不動産賃 借に対する債 務被保証	(被保証額) 28,473		
役員	鹿内 一勝			当社取締役	(被所有) 直接3.0%	債務被保証	当社不動産賃 借に対する債 務被保証	(被保証額) 517		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 当社の事務所等の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、当社不動産賃借に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末から各物件の賃貸借期間における支払総額を記載しております。また、保証料の支払いはありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	296.00円
1株当たり当期純利益金額	101.34円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割および平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。
前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	202,689
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	202,689
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合および時期

平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,000,000株

今回の分割により増加する株式数 1,000,000株

株式分割後の発行済株式総数 2,000,000株

株式分割後の発行可能株式総数 8,000,000株

(3) 新株予約権の権利行使価格の調整

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	840円	420円

（公募による新株の発行）

当社は、平成30年4月27日付で株式会社東京証券取引所JASDAQ市場に上場予定であります。当社は株式の上場にあたり、平成30年3月23日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議いたしました。

- （１）募集方法 一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- （２）発行する株式数 普通株式 300,000株
- （３）発行価格 未定
- （４）引受価額 未定
- （５）資本金組入額 未定
- （６）引受金額の総額 未定
- （７）払込期日 平成30年4月26日(木曜日)
- （８）資金の用途 主にメディア事業の拡大における、アプリ等の開発費用、新規ユーザーの獲得を図るためのプロモーション費用、採用費、支店の開設費用に充当する予定であります。